

諮問書

佐市総第173号

平成17年12月16日

佐賀市個人情報保護審査会会長 様

佐賀市長 秀 島 敏 行

佐賀市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

- 1 収集してはならない個人情報を例外的に収集することができる場合の類型について（条例第7条第2項第2号の規定に基づく諮問事案）
別紙1のとおり
- 2 本人以外のものから個人情報を収集できる場合の類型について（条例第7条第3項第6号の規定に基づく諮問事案）
別紙2のとおり
- 3 目的外利用等が例外的にできる場合の類型について（条例第8条第1項第5号の規定に基づく諮問事案）
別紙3のとおり

収集してはならない個人情報を例外的に収集することができる場合の類型

(個人情報保護条例第7条第2項第2号関係)

類型 番号	類型	取り扱う個人情報	取り扱う理由または必要性
1	<p>(相談、陳情、要望、意見等)</p> <p>市民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で、相談者等の意思により収集禁止事項に係る個人情報が提供され、当該個人情報を取り扱うとき。</p>	<p>思想、信条及び宗教</p> <p>人種及び民族</p> <p>犯罪歴</p> <p>社会的差別の原因となる事項</p>	<p>(各種の相談事務)</p> <p>相談事務では、相談者は自己の意思に基づいて相談者の様々な意見、考え方、自己の履歴等を被相談者に披れきして、適切な解決策が見つかるように相談を受けるものであり、相談の内容によっては、収集禁止事項に係る思想、信条、宗教等の個人情報を取り扱うことが考えられる。</p> <p>この場合の個人情報は、相談者の意思に基づき、相談内容の解決のために取り扱わざるを得ないものであり、当該相談業務の目的の範囲内でこれらの個人情報を取り扱う限り、一般的に個人情報保護上の問題は生じないものと考えられる。</p> <p>(各種の陳情、要望等)</p> <p>市民等からの陳情、要望は、それぞれ陳情者、要望者が自己の意見や主張を実施機関に知ってもらい、実施機関の適切な対応を陳情、要望するものであり、その際、収集禁止事項に係る思想、信条、宗教等の個人情報が含まれることが考えられる。</p> <p>この場合の個人情報は、陳情者、要望者等から自発的又は一方的に提供されるものであるとともに、陳情、要望等を適切に処理するために取り扱わざるを得ないものであり、その目的の範囲内でこれらの個人情報を取り扱う限り、個人情報保護上の問題は生じないものと考えられる。</p>

類型 番号	類型	取り扱う個人情報	取り扱う理由または必要性
			<p>(意見、主張、見解等)</p> <p>市民等から様々な機会に電話、手紙、電子メール等により一方的に意見や見解の表明を受けたり、実施機関で設置した各種の審議会、審査会、懇話会等において、委員等から様々な意見、主張が行われ、その中に、収集禁止事項に係る個人情報が含まれることが考えられる。</p> <p>このような場合の個人情報は、市民等の意思に基づき、自発的又は一方的に提供されるものであり、実施機関の意思に関わらず、これらの事項に係る個人情報を取り扱うこととなるものであるとともに、当該意見、主張、見解等に係る事務の取扱目的の範囲内でこれらの情報を取り扱う限り、一般的に個人情報保護上の問題は生じないものと考えられる。</p>
2	<p>(作文、論文等)</p> <p>試験等において作成される作文、論文等の記載内容に収集禁止事項に係る個人情報が含まれ、当該個人情報を取り扱うとき。</p> <p>ただし試験等の出題にあたっては、試験目的を達成するために必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないテーマを設定する等の特別の配慮をすること。</p>	<p>思想、信条及び宗教 人種及び民族 犯罪歴 社会的差別の原因 となる事項</p>	<p>各種のコンクールや試験の作文、論文等は、記載者が自己の意思に基づき自由に記載するものであり、当該作文、論文等の中に収集禁止事項に係る個人情報が含まれていることが考えられる。</p> <p>この場合の個人情報は、記載者が表現の自由に基づき記載するものであり、実施機関が制限をなし得ないものであるとともに、当該記載者は当然に、これらの作文、論文等に記載されている内容について、実施機関が受領し、了知することを前提として提出しているものと考えられる。</p> <p>このため、当該作文、論文等の事務の取扱目的の範囲内で当該個人情報を取り扱う限り、一般的に個人情報保護上の問題は生じないものと考えられる。</p>

類型 番号	類型	取り扱う個人情報	取り扱う理由または必要性
3	<p>(刊行物等)</p> <p>刊行物等で一般に入手し得るものに掲載された収集禁止事項に係る個人情報を取り扱うとき。</p>	<p>思想、信条及び宗教 人種及び民族 犯罪歴 社会的差別の原因となる事項</p>	<p>公に出版されている新聞や本、雑誌等の書籍に公知の情報として掲載されている収集禁止事項に係る個人情報を、実施機関の事務の必要性から取り扱うことが考えられる。</p> <p>この場合、事務の取扱目的に沿って必要最小限の範囲で取り扱う限り、一般的に個人情報保護上の問題は生じないものと考えられる。</p> <p>ただし、この場合においては、情報のすべてが正確なものとは限らないので、出典、収集先、収集時期を明示して取り扱うこととする。</p>
4	<p>(議員等の政治理念等)</p> <p>政党名、会派名、議員等の政治理念等収集禁止事項に係る個人情報を取り扱うとき。</p>	<p>思想、信条</p>	<p>実施機関は、議員の政党名、会派名、政治理念等の収集禁止事項に係る個人情報を取り扱うことが考えられる。</p> <p>また、市長についても、議会における質疑応答内容等から政党名、政治理念を取り扱うことが考えられる。</p> <p>これらは公知の情報とも考えられ、実施機関が当該個人情報をそれぞれの事務の目的の範囲内で取り扱う限り、一般的に個人情報保護上の問題は生じないものと考えられる。</p>
5	<p>(公共事業における土地等の取得、補償等)</p> <p>公共事業において、土地等を取得する際に、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償を適正に行うため、収集禁止事項に係る個人情報を取り扱うとき。</p>	<p>宗教</p>	<p>用地等を取得するに当たり、墳墓、神社、仏閣、教会等の改葬、移転が必要となる場合、その改葬、移転費用や供養、祭礼等に要する費用の補償額の算定のために土地所有者等の収集禁止事項に係る個人情報を取扱う必要が生じる。</p> <p>また、土地、家屋等の所有者からの意思に基づき主張、提供され、実施機関が制限等をなし得ない場合もある。</p> <p>この場合、当該事務の目的の範囲内で当該個人情報を取り扱う限り、一般的に個人情報保護上の問題は生じないものと考えられる。</p>

類型 番号	類型	取り扱う個人情報	取り扱う理由または必要性
6	<p>(国際交流等)</p> <p>国際交流、友好親善等海外からの研修生、来訪者等の受け入れに際し、滞在中の生活に支障をきたさないよう、また、相手方の生活習慣の違いに適切に対応するため、収集禁止事項に係る個人情報を取り扱うとき。</p>	<p>宗教</p> <p>人種及び民族</p>	<p>海外からの各種研修生や来訪者等の受け入れに当たり、宗教、人種及び民族による食事の制限や生活習慣に違いがあることから、宗教、人種及び民族に係る情報を入手し、滞在先等に提供するなど、研修生や来訪者等に対する滞在中の適切な対応を図る必要がある。</p> <p>この場合、当該研修生や来訪者等の滞在中の適切な対応を図る目的の範囲内で、相手方の宗教、人種及び民族に係る情報を取り扱う限りは、一般的に個人情報保護上の問題は生じないものと考えられる。</p>
7	<p>(栄典、表彰等)</p> <p>栄典、表彰等を行う事務の中で収集禁止事項に係る個人情報を取り扱うとき。</p>	<p>犯罪歴</p>	<p>栄典、表彰等は、功績が特に優れた者を表彰し、市民等の模範とするもので、犯罪歴を有する者を表彰候補者や表彰者とすることは、社会通念上、市民等の感情にそぐわないものと考えられる。</p> <p>栄典、表彰事務では、各省庁から犯罪歴の有無について候補者の刑罰等調書の添付が求められる。</p> <p>また、その他の表彰者等の推薦に当たっても、同様の趣旨から何らかの形で表彰候補者について犯罪歴の有無を確認する必要がある。</p> <p>この場合、当該犯罪歴については、当該栄典、表彰事務の目的の範囲内で取り扱う限り、一般的に個人情報保護上の問題は生じないものと考えられる。</p>

類型 番号	類型	取り扱う個人情報	取り扱う理由または必要性
8	(職員の任免等) 職員や委員の任免等を行う事務の中で収集禁止事項に係る個人情報を取り扱うとき。	犯罪歴	公務に従事する職員の任免等を行う事務においては、任用に当たっての適格性の審査及び免職等処分に当たっての事案に応じた的確な処理を行うため、法令の規定に基づき、犯罪歴に関する個人情報を収集する必要性が生じる。 この場合、当該犯罪歴については、職員の任免等の事務の範囲内で取り扱われる限り、個人情報保護上の問題は生じないものと考えられる。
9	(措置、給付等) 各種の措置、給付等を行う事務において収集禁止事項に係る個人情報を取り扱うとき。	思想、信条及び宗教 人種及び民族 犯罪歴 社会的差別の原因となる事項	各種の措置、給付等の申請受付において、申請者等から申請理由、経過その他の事情を聴取する際、申請の内容によっては、収集禁止事項に係る個人情報を取り扱うことが考えられる。
10	(税等の徴収) 市税及び国民健康保険税等の賦課徴収事務を行うに際し、収集禁止事項に係る個人情報を取り扱うとき。	社会的差別の原因となる事項	市税及び国民健康保険税等の賦課徴収事務を行うに際し、法令上の負担軽減措置を申請する場合や、納税・納入困難に関する事情説明を本人等から聴取する場合について、収集禁止事項に係る個人情報を取り扱うことが考えられる。 このような場合の個人情報は、納税義務者や納付義務者から自発的に提供されるものであるとともに、事務の目的達成のため取り扱わざるを得ないものである。
11	(病院等での診療等) 病院、診療所又は健診業務を行う実施機関(以下「病院等」という。)が、診療及び保健指導等を行うに当たり、収集禁止事項に係る個人情報を収集するとき。	思想、信条及び宗教 人種及び民族 社会的差別の原因となる事項	病院等において、受診者の病状等に合わせた的確な診療及び保健指導等を行うに当たって、収集禁止事項に係る思想、信条、宗教等の個人情報を取り扱うことが考えられる。 この場合、受診者の病状等に合わせた診療及び保健指導等を行うために取り扱わざるを得ないものであり、当該事務の目的の範囲内でこれらの個人情報を取り扱う限り、一般的に個人情報保護上の問題は生じないものと考えられる。

本人以外のものから個人情報を収集できる場合の類型

(個人情報保護条例第7条第3項第6号関係)

類型 番号	類 型	本人以外のものから収集する理由等
1	(栄典、表彰等の選考) 栄典、表彰等の選考を行うため、候補者の氏名、住所、経歴等候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合。	栄典、表彰等の事務の性質上、本人に知られることにより、事務又は事業の目的達成に支障が生じ、円滑な実施を困難にするおそれがある。 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、栄典、表彰等の事務の目的達成に支障が生じる。 推薦という事柄の性質上、本人から収集することはなじまない。
2	(相談) 各種相談に際して、相談者以外の個人情報を相談者から収集する場合。	相談内容に相談者以外の個人情報が含まれている場合、それらを含めて相談の内容を把握しなければ、適切な助言等ができず、相談の目的を達成することができない。 相談の内容は、相談者の自由な意志に基づくものであり、その性質上、収集を拒むことができない。
3	(陳情、要望等) 各種陳情、要望等に際して、陳情者、要望者以外の個人情報を陳情者、要望者等から収集する場合。	陳情、要望等の内容に陳情者、要望者以外の個人情報が含まれている場合、それらを含めて陳情、要望等の内容を把握しなければ、陳情、要望等を適切に処理することができない。 陳情、要望等の内容は、陳情者、要望者等の自由な意思に基づいて一方的に提供されるものであり、その性質上、収集を拒むことができない。
4	(意見、主張、見解等) 市民等から電話、手紙、電子メール等により又は会議等の場で口頭で意見、主張、見解等の表明を受けるに際して、当該市民等以外の個人情報を当該市民等から収集する場合。	意見、主張、見解等の内容に表明する市民等以外の個人情報が含まれている場合、それらの個人情報を含む意見、主張、見解等の内容を正確に把握しなければ、意見、主張、見解等に適切に対応し、当該意見、主張、見解等に係る事務又は事業の円滑な実施を困難にするおそれがある。 意見、主張、見解等の内容は、それを表明する市民等の自由な意志に基づいて一方的に提供されるものであり、その性質上、収集を拒むことができない。

類型 番号	類 型	本人以外のものから収集する理由等
5	<p>(団体等の指導等)</p> <p>団体又は事業を営む個人(以下「団体等」という。)に対する指導を行うため、指導等に必要範囲内で、当該団体等の職員、構成員等又は当該団体等が設置し若しくは運営している施設の利用者、入所者等に関する個人情報を、当該団体等から収集する場合。</p>	<p>当該団体等でなければ保有していない情報である。例えば、当該団体等から収集しなければ、誰が職員であるか判断できない。</p> <p>情報の客観性、正確性を確保するためには、当該団体等から収集する必要がある。</p> <p>当該団体等の指導に際して、指導等に必要範囲内で実施機関が職員、構成員、利用者、入所者等の個人情報を収集することは、一般的な予測の範囲内であり、当該個人が当該団体等に個人情報を提供した際に許容している範囲内であると考えられる。</p>
6	<p>(補助金の算定)</p> <p>団体等に対してその事業活動を助成する目的で交付する補助金等の算定の基礎資料とするため、補助金等の算定に必要な範囲内で、当該団体等の職員、構成員等又は当該団体等が設置し、若しくは運営している施設の利用者、入所者等に関する個人情報を、当該団体等から収集する場合。</p>	<p>当該団体等でなければ保有していない情報である。例えば、当該団体等から収集しなければ誰が職員であるか判断できない。</p> <p>情報の客観性、正確性を確保するためには、当該団体等から収集する必要がある。</p> <p>当該団体等の事業活動を助成するに際して、女性に必要な範囲内で実施機関が職員、構成員、利用者、入所者等の個人情報を収集することは、一般的な予測の範囲内であり、当該個人が当該団体等に個人情報を提供した際に許容している範囲内であると考えられる。</p>
7	<p>(附属機関等の委員の選任)</p> <p>附属機関、懇話会、協議会等の委員を選任するため、当該委員の選任に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を当該委員候補者が所属する団体等から収集する場合。</p>	<p>委員の適任者を幅広く求めるため、関係団体等から適任者の個人情報を収集する必要がある。</p> <p>本人から収集したのでは、情報の客観性などを確保することができず、委員の選任の事務又は事業の目的の達成に支障が生じる。</p> <p>当該団体等の推薦の場合は、推薦という事柄の性質上、本人から収集することができない。</p> <p>選考、任命等の事務の性質上、情報が未確定の状態であり、本人に知られることにより、事務の公正な運営に支障を来したり、本人に事前に期待を抱かせることにより、対象外となった場合の不信感につながる等、事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。</p>

類型 番号	類 型	本人以外のものから収集する理由等
8	<p>(指導員等の委嘱)</p> <p>指導員、嘱託員等を委嘱するため、委嘱に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を地方公共団体その他の団体から収集する場合。</p>	<p>情報の客観性、正確性を確保するため、地方公共団体その他の団体から適任者の個人情報を収集する必要がある。</p> <p>地方公共団体その他の団体の推薦の場合は、推薦という事柄の性質上、本人から収集することができない。</p>
9	<p>(講師等の選任)</p> <p>講師、助言者等を選任するため、講師等の人選に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合。</p>	<p>講師等の適任者を幅広く求めるため、本人以外のものから候補者の個人情報を収集する必要がある。</p> <p>情報の客観性、正確性を確保するため、本人以外のものから適任者の個人情報を収集する必要がある。</p>
10	<p>(参考資料の収集)</p> <p>地方公共団体その他の団体から送付された名簿等の資料に個人情報が含まれている場合。</p>	<p>地方公共団体その他の団体の事務又は事務の目的に基づいて一方的に送付されるものであり、その性質上、収集を拒むことができない。</p> <p>報告書等の一部である場合などは、個人情報の部分のみを除いて収集することが事実上困難である。</p>
11	<p>(地方公共団体の統廃合に関する事務)</p> <p>地方公共団体の統廃合に係る協議、調査、調整等の作業に当たり、関係地方公共団体が保有している個人情報を収集する場合。</p>	<p>地方公共団体の統廃合に係る作業を的確かつ効率的に行い、正確な個人情報を作成するため、個人情報を関係地方公共団体から収集する必要がある。</p> <p>本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、統廃合に係る事務の目的達成に支障が生じ、住民に不利益が生じる。</p> <p>個人情報の収集時には、関係地方公共団体と当該個人情報の保護及び適正管理のために必要な措置について十分に協議を行わなければならない。</p>

類型 番号	類 型	本人以外のものから収集する理由等
1 2	<p>(災害や事故等に関する事務)</p> <p>災害や事故に関し、その調査及び復旧、援護を目的として行う事務に当たり、他の実施機関、国、地方公共団体及び公共的機関等(以下「 行政機関等 」という。) が保有している個人情報を収集する場合。</p>	<p>当該行政機関等が被災者等の調査や税等の減免、各種給付の支給等の事務を遂行するために必要な情報であり、当該個人情報を収集する公益上の必要性が認められる。</p> <p>当該個人情報を保有する行政機関等から収集しないと、当該実施機関は改めて本人から収集しなければなくなる等、時間、経費がかかり、本人にも負担がかかるため、早急な復旧が望めない。</p> <p>行政機関等は、復旧、援護のため相互に協力して適切に事務を遂行することが要請されている。</p>
1 3	<p>(病院等での診療等に関する事務)</p> <p>病院、診療所又は健診業務を行う実施機関(以下「 病院等 」という。) が、診療及び保健指導等を行うに当たり、診療及び保健指導等に必要範囲内で受診者に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合。</p>	<p>病院等が受診者に対して的確な診療及び保健指導等を行うためには、場合によっては、受診者本人の過去の傷病・治療歴、家庭での生活習慣等の個人情報を、家族や主治医等の本人以外のものから収集する必要がある。</p>

目的外利用等が例外的にできる場合の類型

(個人情報保護条例第8条第1項第5号関係)

類型 番号	類 型	利用・提供する理由等
1	<p>捜査機関、裁判所及び弁護士会等の公共的職責を担う機関等が、法令等に基づいて行う捜査、調査、照会等に対し、回答等をする場合。</p> <p>ただし、当該個人情報を利用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて、本人の権利及び利益を著しく侵害するおそれがない場合に限る。</p>	<p>強制力はないが、法律の規定に基づく照会等であり、公共団体の機関として当該規定を十分に尊重して処理する必要がある。</p>
2	<p>行政機関が法令等に基づき実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合。</p> <p>ただし、当該行政機関が法令等に基づき実施する事務の遂行に必要な範囲内で当該個人情報を取り扱う場合であって、当該個人情報を利用する目的に公益性が求められ、当該個人情報を照会することについて合理的な理由があり、かつ、当該個人情報を利用する目的その他の事情からみて本人の権利及び利益を著しく侵害するおそれがない場合に限る。</p>	<p>当該行政機関が法令等に基づく事務を遂行するために必要な情報であり、当該個人情報を利用する公益上の必要性が認められる。</p> <p>当該個人情報を利用し、又は提供しないと、当該行政機関は改めて本人から収集しなくてはならなくなる等、時間、経費がかかるとともに、本人にも負担をかけるので、市民の負担の軽減、行政運営の効率化、行政サービスの向上の観点から回答する必要がある。</p> <p>行政機関は、住民の福祉の向上を図るため相互に協力して適切な事務遂行を行うことが要請されている。</p> <p>当該行政機関の職員も守秘義務を負っており、みだりに当該個人情報が公開されるおそれがない。</p>
3	<p>附属機関等の委員、講演会の講師等の選任に当たって、委員等の個人情報を実施機関が利用し、又は国若しくは地方公共団体等に提供する場合。</p> <p>ただし、個人情報を取り扱う側の事務上の支障から本人収集が困難な場合に限る。</p>	<p>委員等の適任者を幅広く求めるため、多くの機関から適任者の個人情報を収集する必要がある。</p> <p>本人から収集したのでは、情報の客観性及び事務の目的を達成するのに必要な十分な情報を確保することができず、委員等の選任の事務に支障が生じる。</p>

類型 番号	類 型	利用・提供する理由等
4	佐賀市情報公開条例第6条第2号のただし書のいずれかに該当し、非公開とする理由がない個人情報を目的外に利用し、又は提供する場合。	非公開とする理由がない個人情報は、一般的に個人情報保護上の問題は生じないと考えられる。
5	地域の公共的団体が主催する敬老記念事業の実施に当たり、対象者の名簿を提供する場合。	地域内の特定の年齢に到達した高齢者又は特定の年齢以上の高齢者に対して、その長寿を祝い、健勝を祈念して記念品の贈呈あるいは敬老事業を行うためのものである。ただし、提供先は公共的団体に限り、名簿の適正な管理及び利用後の返還等、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。
6	<p>地方公共団体の統廃合に係る協議、調査、調整等の作業に当たり、実施機関がすでに保有している個人情報を関係地方公共団体へ提供する場合。</p> <p>ただし、当該事務の遂行に必要な範囲内の個人情報で、当該個人情報を利用する目的その他の事情からみて、当該個人の権利及び利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>	<p>地方公共団体の統廃合に係る作業を正確かつ効率的に行い、正確な個人情報を作成するため、個人情報を関係地方公共団体へ提供する必要がある。</p> <p>当該個人情報を利用し、又は提供しないと、関係地方公共団体は改めて本人から収集しなければならない等、時間、経費がかかるとともに、情報の客観性、正確性を確保することができず、当該事務の目的達成に支障が生じ、住民に不利益が生じる。</p> <p>行政機関は、住民サービスの向上を図るため、相互に協力して適切な事務遂行を行うことが要請されている。</p> <p>当該行政機関の職員も守秘義務を負っており、みだりに当該個人情報が公開されるおそれがない。</p> <p>個人情報の提供時には、関係地方公共団体と当該個人情報の保護及び適正管理のために必要な措置について十分に協議を行わなければならない。</p>

類型 番号	類 型	利用・提供する理由等
7	<p>災害や事故等に関し、実施機関及び国、地方公共団体、公共的機関等（以下「行政機関等」という。）が被害状況の調査や被害者等への補償、援護など、復旧を目的とした事務に関して行う照会に対し、被害者や被害家屋等の情報を提供する場合。</p> <p>ただし、当該行政機関等が当該事務の遂行に必要な範囲内で当該個人情報を取り扱う場合であって、合理的な理由があり、かつ、当該個人情報を利用する目的その他の事情からみて、本人の権利及び利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>	<p>当該行政機関等が被災者等の調査や税等の減免、各種給付の支給等の事務を遂行するために必要な情報であり、当該個人情報を利用する公益上の必要性が認められる。</p> <p>当該個人情報を利用し、又は提供しないと、当該行政機関等は改めて本人から収集しなければならなくなる等、時間、経費がかかり、本人にも負担がかかるため、早急な復旧が望めない。</p> <p>行政機関等は、復旧、援護のため相互に協力して適切な事務遂行を行うことが要請されている。</p>
8	<p>実施機関が実施する事務の遂行に当たり、市民の意向、動向を当該事務に反映させることを目的として実施する市民アンケート、実態調査及び市民説明会等ために、住民基本台帳に記録された情報から個人情報を抽出し、利用する場合。</p> <p>ただし、当該実施機関が当該事務の遂行に必要な範囲内で当該個人情報を取り扱う場合であって、かつ、当該個人情報を利用する目的からみて本人の権利及び利益を著しく侵害するおそれがない場合に限る。</p>	<p>市民の意向、動向を当該事務に反映させる目的で実施する市民アンケート調査、実態調査及び市民説明会等のために必要な情報であり、当該個人情報を利用する公益上の必要性が認められる。</p> <p>当該個人情報を利用しないと、当該実施機関は改めて本人から収集しなければならなくなる等、時間、経費がかかり、行政運営の効率化、行政サービスの向上の観点から当該事務の遂行に支障が生じる。</p> <p>当該実施機関の職員も守秘義務を負っており、みだりに当該個人情報が公開されるおそれがない。</p> <p>当該個人情報を住民基本台帳から抽出したこと及び当該事務の目的以外には利用しないことを、アンケート調査票及び説明会への案内状等に記載した上で利用する。</p>